

# 震災等対策委員会だより

No.6

会長 尾崎 祐三 震災等対策委員長 明官 茂

## 被災地校からの情報【福島県】

全特長会長、事務局の方々へ

平成23年5月18日(水)

福島県特別支援学校長会会長  
郡山養護学校長 渡邊 世子

この度の災害、事故等に関しまして全特長より、心温まるご支援をいただき、深く感謝申し上げます。ありがとうございました。皆様からいただいたご支援につきましては、有効に活用させていただきます。特に大きな被災を受けた学校や被災し、避難している児童生徒一人一人に皆様の思いと共に届けたいと考えております。

福島県は、特殊事情（原発事故）を抱えており、原発の事故により多くの児童生徒が県内外に避難しております。特に、富岡養護学校が避難指示を受け、すべての児童生徒が県内の他の学校や県外の学校に転校しております。県外でお世話になっている特別支援学校の校長先生・教職員の皆様には、転校児童生徒のご支援、よろしくお願い致します。また、これまで県内の特別支援学校が避難所となり、被災した方々のお世話を行ってまいりました。本校でも、現在、30名（最大260名）の避難してこられた方々の支援を行っております。その中には、障がいのある方や高齢者が含まれ、本校で避難生活をしながら本校に登校している子ども達もおります。当初、地震、津波による被災者が避難して参りました。高齢者（135名）が多く、避難所生活が難しい方々ばかりでした。この方々が長期に生活する施設等へ移動準備を行っていた頃、次に原発事故の関連する被災者が増加してきました。本校は4月11日より通常授業を行い、避難所運営を平行して行っております。他の特別支援学校につきましても多くの課題がありますが一つ一つの課題を乗り越えながら学校運営を行っております。皆様にはもっと早くに近況をお知らせしなければと思っておりましたが毎日がめまぐるしく動いており、遅くなってしまいました。まだまだ安定しない福島県であり、不自由な生活を送っている児童生徒がおります。これからも皆様方のご協力・ご支援をいただかなければと強く感じております。これまでの皆様の支援に心から感謝すると共に今後も変わらぬご支援をお願いいたします。この度は、本当にありがとうございました。

\*\*\*\*\*  
東日本大震災により被災した障害のある子どもに対する状況把握及び支援等について(平成23年5月6日)

\*\*\*\*\*  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課と厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の両課からの事務連絡です。

1 障害のある子どもの状況把握及び支援について  
教育委員会、学校等と市町村障害児福祉主管課が連携し、障害のある子どもとその家族の安否確認を行うとともに、支援が必要な障害のある子ども等の把握に努めていただきますようお願いいたします。

特別支援学校や特別支援学級のある小・中学校のみならず障害のある子どもが在籍しているすべての学校においては、障害のある子どもの状況を把握し、スクールカウンセラー等を活用した心のケアなど必要な教育上の支援に努めていただきますようお願いいたします。併せて、放課後や長期休暇中の預かり等の福祉ニーズの把握にも努めていただきますようお願いいたします。

市町村障害児福祉主管課においても、委託している指定相談支援事業者（以下「委託相談支援事業者」という。）を積極的に活用して、現在福祉サービスを利用している者だけでなく、新たに福祉ニーズが発生している障害のある子ども等の把握に努めていただきますようお願いいたします。

福祉ニーズの把握にあたっては、別添1を参考にしてください。

2 教育と福祉の連携による支援について  
教育委員会、学校等においては、支援を必要とする子どもを把握した場合、保護者の意向を確認した上で、市町村障害児福祉主管課に連絡するなどの対応をしていただきますようお願いいたします。また、保護者の死亡、保護者の養育困難等により保護が必要なる子どもを把握した場合は、速やかに管内児童相談所に通報いただきますようお願いいたします。

市町村障害児福祉主管課または委託相談支援事業者においては、保護者や教育委員会、学校等から連絡があった場合、家庭や避難所、学校等を訪問して面接によりニーズ確認をする等きめ細かな対応を心がけるようお願いいたします。また、福祉サービスの利用調整に当たって、教育委員会、学校等と連携する必要がある場合は、保護者の意向を確認し、連携が適切に行われるようにするとともに、地域に福祉サービスが不足している場合は、地域自立支援協議会等を活用して協議するようお願いいたします。

なお、教育委員会等と市町村障害児福祉主管課とが円滑に連携できるように市町村障害児福祉主管課においては市町村教育委員会に対して、都道府県障害児福祉主管課においては都道府県教育委員会等に対して、市町村障害児福祉主管課及び必要に応じて委託相談支援事業所の連絡先等について情報提供いただきますようお願いいたします。

3 障害児支援に関する相談支援窓口等の周知について  
岩手県、宮城県、福島県の教育委員会等においては、学校を通じて被災した障害のある子ども及びその保護者に対して別添2の相談支援窓口を、市町村障害児福祉主管課においては、住民に対して市町村障害児福祉主管課窓口及び委託相談支援事業者の連絡先を併せて、周知いただきますようお願いいたします。